

◎挨拶

(会長挨拶)

(午前 9時50分)

◎議事録署名委員指名

議長 それでは、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することになっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 それでは、8番、松下好君、9番、安藤賢一君の2名を本日の議事録署名委員に指名します。

なお、会議書記には、小山邦之君を指名いたします。

◎議案第1号

議長 それでは、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

番号1について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、座ったまま説明をさせていただきます。

議案書は1ページ、現地確認調書は2ページからとなります。

議案第1号、番号1についてご説明申し上げます。

番号1、図面番号1をご覧ください

議案第1号、番号1。1筆目の農地の所在は大字長岡字平塚1930番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は4,536平米です。2筆目の農地の所在は大字長岡字平塚1931番。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は1,041平米です。2筆の合計面積は5,577平米となっております。権利につきましては、所有権移転売買。譲渡人は長岡の方です。譲受人は前橋市の方です。転用目的は、露天資材置場。施設等につきましては、露天資材置場用地です。転用理由につきましては、譲受人は村内で建設資材販売リース業を営んでいるが、規模拡張に伴い資材置場用地を探していたところ、譲渡人と話がついたため、申請地を購入して利用したいとのこととございます。また、譲渡人は譲受人の申出に応じ、申請地を譲渡するとのこととございます。

備考ですが、農振除外済み。農地区分は1種農地。宅地開発審議案件となっております。

現地確認調書5ページをご覧ください。

5ページにつきましては、当該申請地の土地利用計画図、排水施設設計図等となっております。

また、6ページをご覧ください。

6ページにつきましては造成計画図ということで、断面図が添付されております。

7ページでございますが、こちらは2筆の申請地の遊水池の詳細図ということで添付をいたしております。

以上で、番号1の説明を終わります。

議長 番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員、岩田君。

岩田委員 推進委員、岩田です。お世話になります。

先ほど局長がお話ししたとおりのところを少し付け加えさせていただきます。

この案件は、先月出てきた案件ですが、先月のところの図面では非常に見にくい部分がありましたので、農地相談のときに、この社長に来てもらって詳しく説明をいただきました。それによると、遊水池はこの道路から一番奥の方にですね、上の段なんですけれども、作るということです。そして遊水池と同時に、そこから出るもの、もしくは急にあふれた水に関しては、一応この遊水池である程度、30分間ぐらい豪雨が降った場合でも吞めるというような話を聞きました。そして、それから徐々はこの道路に沿ってのU字溝の方に、それよりか多い水に関しては出て行って、あとはゆっくりその浸透枡、遊水池の方に入っていくというような話でした。下の方もですね、下の一番道路際は遊水池になっています。ここも同じような考え方で遊水池をつくるという予定です。

そして、この資材置場に関しては頻繁に出入りじゃなくて、月に一遍ぐらい、本当にたまたま資材を動かすということで、近隣に対する騒音だとか、いろいろな車両だとか、そういうものを極力少なくして、あまり動くものを置かないようにするというような話を聞きました。

そして、この道路から反対側、奥の方に2軒、家があるわけなんですけれども、そこに関しても網目のようなもので囲って、この塀みたいなもので目隠しないような形を取るということで、景観をあまり乱さないような形でお願いをしたいというような話を聞きました。地元推進委員としては、このような改善案が出ましたので、妥当と思われますので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との詳しい話がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 12番農業委員、柳岡です。

これは宅地審議案件になっているわけですが、審議した内容を説明願いたいと思います。

議 長 事務局。

事務局長 それでは、今回提出いただいた宅地開発委員会での案件についてご報告させていただきます。

初めに、総務課、企画財政課、こちらにつきましては所管に当たるものはないということでございました。

税務課につきましては、開発工事完成後の都市現況調査に協力いただきたいと。また、償却資産がある場合は申告をしてくださいというようなご指示です。

住民生活では、騒音・振動関係において、工事に際し、騒音規制法及び新藤規制法に基づく特定建設作業一覧に該当する作業を行う場合は、当課に対し、特定建設作業実施届出書を提出してくださいという指示です。また、ごみ関係ですが、工事等に伴い排出される産業廃棄物及び事業系一般廃棄物は適切に直接処理してくださいという指示です。また、土砂等搬入関係でございます。令和2年10月1日から榛東村土砂等による埋立等の規制に関する条例が施行されました。土砂等の搬入を予定している場合は、事前に当課に相談してくださいという3点について、住民生活課から指示がございました。

産業振興課では、周辺農地に影響が出ないように作業してください。農地法許可申請に係る意見書の交付願を提出していない場合は、関係機関に提出してくださいということで、本申請地につきましては、群馬用水土地改良事業の実施区域となっているため、群馬用水土地改良区に意見書の提出をお願いしますという指示です。

建設課につきましては、雨水対策、定期的な除草、防火・防災等、適切な開発地の管理をお願いします。雨水の処理については、排水先側溝の処理能力不足が懸念されるため、浸透ますの機能強化や一時雨水を貯留する施設の設置等、雨水処理能力の強化を講じてください。出入り口の側溝について、大型車両の出入りが想定されますので、横断用側溝の布設替えを検討してください。建築物、工作物の建築等を行ったときは、別途開発申請が必要となります。

上下水道課ですが、こちらは指示はございません。

教育委員会事務局です。申請地近隣には、榛東村北小学校の通学路として村道西帝・桃広線を利用する児童がいることから、申請地周辺の工事車両の通行及び申請地

への工事車両の出入りについては十分注意してください。申請地は、周辺の埋蔵文化財宝蔵地に該当いたしますので、工事着手予定日の60日前までに担当まで、文化財保護法93条に基づく届出の提出をお願いいたします。埋蔵文化財の確認方法等については、届出後、担当と協議をお願いしますというご指示です。

また、地元自治会からの要望でございますが、役場各課からの指示・要望事項を拝見し、本件開発については承認いたしますという要望が提出されております。

以上、各課からの要望・指示事項のご報告とさせていただきます。

議長 ほかにも何か意見ございませんか。

11番、高橋君。

高橋委員 11番農業委員、高橋です。

今の説明の中で、雨水の能力の不足のおそれがあるというのは、この計画図を見てそう思ったんですか。

議長 事務局。

事務局長 こちらの指示につきましては、計画図に当初、遊水池が書かれていないものが提出されておりました。その時点での指示事項ということで出されているものです。以上です。

高橋委員 じゃこの遊水池があれば大丈夫だろうという。

事務局長 今回提出させていただいている遊水池につきましては、計算上の雨水処理能力のあるものを整備するということで、図面の変更で提出されているもので、建設課の指示事項に対応した形ということで確認しております。

以上です。

高橋委員 分かりました。

議長 ほかにも何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 賛成多数。よって、原案のとおり許可相当とします。

以上、番号1は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号2について、事務局長、説明を求めます。

事務局。

事務局長 それでは、議案第1号、番号2について説明申し上げます。

議案書は1ページ、現地確認調書は8ページからとなります。

議案第1号、番号2。農地の所在は大字山子田字坂爪1017番4。地目は登記簿、現況ともに田。面積は716平米です。権利につきましては、所有権移転売買。譲渡人は山子田の方です。譲受人は山子田の方です。転用目的は露天資材置場。施設等につきましては、資材置場とのこととございます。転用理由ですが、譲受人は村内で土木業を営んでいるが、現在の資材置場が手狭となり、近隣で適地を探していたところ、譲渡人と話がまとまったため、申請地を資材置場として利用したいとのこととございます。また、譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するとのこととございます。

備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地となっております。

以上で、番号2の説明を終わります。

議長 番号2について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

7番、高橋君。

高橋委員 7番農業委員の高橋です。

先ほどの議案第1号、2番についての説明は、事務局の説明のとおりでございます。若干、現地に関して補足の説明をしたいと思いますが、現地は山子田の信号を西に約400メートルほど行った左手になります。平面図で見ますと、現地は隣接地、特に北側の県道側農地のところと1メートル50センチほどの高低差があり、低くなっております。また、東側の農地に関しては、L字型の、これは擁壁ですか、を入れて水漏れのないように、崩れることのないようにということをするそうです。西側には水路がございます。かなり大きい深い水路となっております。雨水に関しては自然浸透ということなんですが、隣接するこちらの譲渡人の会社とも隣接はしているんですが、かなり高低差がありますので、出入りに関しては南側村道を利用するということになっております。地区担当の意見とすれば、こちらの方はほかの農地に影響がないと思われるので、許可相当というふうに意見をつけさせていただきます。皆様のご審議の方をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号2番について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号2は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号2は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号3について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第1号、番号3について説明申し上げます。

議案書は1ページ、現地確認調書は11ページからとなります。

議案第1号、番号3について説明申し上げます。

議案書1ページ、現地確認調書11ページ、議案第1号、番号3。農地の所在は大字
広馬場字八幡下2376番。地目は登記簿、現況ともに田。面積は832平米です。権利は
所有権移転売買。譲渡人は渋川市の方です。譲受人は高崎市の方です。転用目的は分
譲住宅用地。施設等につきましては、建売住宅分譲用地、面積100.19平米のものが2
棟となっております。転用理由でございますが、譲受人は高崎市で不動産業を営んで
いるが、申請地周辺は通勤通学や買物等に便がよく、住宅として最適なため、申請地
を譲受けし、建売分譲住宅用地として使用したいとのことでございます。また、譲渡
人は譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するとのことでございます。

備考ですが、農振除外済み。農地区分は1種農地です。

以上で、番号3の説明を終わります。

議長 番号3について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

6番、十河君。

十河委員 ただいまの説明は事務局のとおりなんですけれども、地元委員として少し補
足させていただきます。

現地調査書は11ページから13ページをご覧ください。

現地は、八ノ海道の信号を北の方に500メートルほど上っていただいて、高橋獣医
さんの左斜め上になります。道路が北東の道路と南東の道路に挟まれて、細長い地形
になるのですけれども、そこに2軒分譲予定ですけれども、雨水は自然浸透で、下水
は村道金古広馬場線の方に2軒とも流す予定になっております。それで、南側は住宅
ですけれども、北側が田んぼになっていて、その田んぼの方には擁壁をしていただ
ける予定なので、地元委員としては許可相当かと思っておりますので、審議をよろしくお願
いいたします。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号3について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号3は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号3は許可相当として県知事に意見書を送付します。

◎議案第2号

議長 次に、議案第2号 非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。
事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号、番号1について説明申し上げます。

議案書は2ページ、現地確認調書は15ページからとなります。

議案第2号、番号1。農地の所在は大字新井字大川、地番は1267番。地目は登記簿、畑、現況は宅地となっております。区域は農振区分、農用地外。都市計画分ではその他となっております。面積につきましては337平米です。権利種別につきましては、非農地証明。所有者氏名住所等については、記載のとおりとなっております。非農地の事由につきましては、平成5年5月7日から宅地として利用しているので、証明願いますとのことでございます。

備考ですが、証明の範囲、要件、その土地が何らかの原因で非農地となって20年以上経過したものであって、再び農地として利用される可能性がなく、農地以外となった実情及び実態が真にやむを得ないと農業委員会が認めたものとなっております。

なお、土地につきましては、用途地域内の土地となっております。

以上で、議案第2号、番号1の説明を終わります。

議長 番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員5番、小山君。

小山委員 推進委員4番の小山でございます。

ただいまの議案第2号、1番の案件につきましては、事務局長の説明のとおりでございますけれども、地元委員として一言補足説明をさせていただきたいと思っております。

現地調書の15ページ、16ページをお開き願いたいと思っております。

今回の申請地につきましては、新井の信号を南の方面へ約200メートルほど行っていただいたところに元コヤマハウジングの事務所があるかと思っております。その事務所の裏を東の方に入ってください100メートルほど下った十字路を少し北に入ったところでございます。

今回の案件につきましては、非農地証明ということで、名義人につきましては、既に他界をされておいて、今回の申請につきましては、相続人の連名というような形でございます。

今回の申請地につきましては、何らかの理由ということで、名義人が以前、建設事業を営んでおったというようなことで、ここに記載のとおりで、この地目が畑というところに建物が建てられておったということでございます。建物につきましては、東側が村道というようなことでございますけれども、東側の村道に面したところが鉄骨の建物が建っておるということで、その奥の方に木造の3階建ての建物が建っておるということでございます。本来その建物自体もいろいろと問題があるんですけれども、ここに記載のとおりということで、もう建物が建って2階、3階を名義人が住居として使っておったということで、今後、農地として使われる可能性が少ないというようなことで、いろいろ現地を確認した中にも、もう既にそこは人が住んでおらないということでございますので、地元委員といたしますと、この申請のとおり非農地証明ということもやむを得ないというふうに思いますので、よろしく皆様方のご審議の方をお願いしたいと思っております。

以上です。

議 長 ただいま、地元の委員さんから承認相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号1について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号1は原案のとおり承認といたします。

◎議案第3号

議 長 次に、議案第3号 農地の賃貸借料情報の提供についてを議題といたします。事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案書3ページをお願いいたします。

議案第3号、令和4年度の農地の賃貸借料情報について、下記のとおり決定を求める。

令和4年6月13日、榛東村農業委員会会長。

以下、記載のとおりでございますが、内容についてご説明させていただきます。

初めに、記以下でございますが、令和3年1月から12月までに締結、公告された賃貸借料の10アール当たりの賃借料水準を次のとおりとするものでございます。

田、水稻の部でございますが、締結された地域につきましては榛東村全域で、令和3年1月から12月の1年。平均額につきましては9,500円、最高額で1万円、最低額で9,063円となっております。

なお、賃貸借件数につきましては、15件中4件となっております。

下段でございますが、榛東村全域での平成29年から令和3年までに締結されたものの内訳となっております。平均額では9,500円、最高額は1万円、最低額は9,063円。賃貸借件数につきましては、114件中4件となっております。

続きまして、畑の部でございます。こちらも締結された地域は榛東村全域で、令和3年1月から12月までの1年。平均額は7,100円、最高額で1万773円、最低額は1,803円となっております。

なお、賃貸借件数につきましては、26件中18件となっております。

下段ですが、こちらは榛東村全域の平成29年から令和3年までの5年間のものがございます。平均額は7,700円、最高額は1万8,919円、最低額は1,803円。賃貸借件数につきましては、207件中89件となっております。

次ページ、4ページから6ページまでは過去5年間の貸借一覧表、田の部でございます。

続きまして、議案書7ページから11ページまでが過去5年間の畑の貸借一覧表となっております。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

議長 事務局長より議案第3号の説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。よろしいですか。

(「はい」という声あり)

議長 それでは、採決に移ります。

議案第3号について、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号は原案のとおり決定いたします。

◎報告事項

◎その他

◎閉会

(午前11時45分)

